

保育所等における災害発生時における臨時休園等のガイドライン (避難情報発令時等における臨時休園の基準)

1 目的

台風、集中豪雨、地震等の自然災害発生時（以下「災害時」という。）により、人的・物的被害が生じるおそれが高まった場合に、園児、保護者、保育従事者等の安全を守るため、保育所等における臨時休園等の対応についてガイドラインを策定する。

2 対象

菊池市内の保育所、認定こども園

3 臨時休園等の基準

災害時における臨時休園等の基準について、下記のとおり定める。

●風水害時の警戒レベルに応じた基準

警戒レベル 保育所等対応	【警戒レベル3】 高齢者等避難 (エリア指定)	【警戒レベル4】 避難指示 (エリア指定)	【警戒レベル5】 緊急安全確保 (エリア指定又は全域)
開園時間前	原則開園 (登園自粛要請を行う場合あり)	臨時休園 (避難情報が発令された地区の保育所)	臨時休園 (市内全域)
開園時間中	避難又は引き渡しに向けた準備・保護者への連絡等	避難又は引き渡し完了後臨時休園	避難又は引き渡し完了後臨時休園

※1 上記基準は、避難情報が発令された地区に所在する保育所等を対象とした臨時休園等の基準とする。ただし、避難情報が発令された地区に所在する保育所等であっても、安全な地域に所在し、安全が確保されている場合は、保育所等の施設長又は設置者と市（子育て支援課）が協議し対応を判断する。

※2 安全な地域に所在し、安全が確保されている保育所等においても、今後の気象情報で保育所等周辺の災害発生の危険性が予測（線状降水帯発生予測等）される場合は、臨時休園とする場合がある。

※3 上記基準によらず、総合的な判断により保育所等の登園自粛要請、臨時休園又は開園を決定することがある。

※4 上記の基準のほか、施設として個別の事情を考慮して独自の対応が必要と考えられる場合には、事前に市（子育て支援課）と対応を協議することとする。

※5 登園自粛要請を行う場合の連絡方法は、下記5「臨時休園時の連絡方法」と同様とする。

※6 警戒レベルは、下記11「参考資料」に掲載の図表を参照すること。

●震災に伴う基準

震度	開園前	開園中
震度5強以上の地震	臨時休園	園児等降園後に臨時休園

ただし、施設の損傷確認や通園路等の安全点検を行った上、安全が確保され受け入れ可能な場合、市（子育て支援課）と協議し、臨時休園しない場合がある。

4 臨時休園の対応

●開園時間前

(1) 【警戒レベル3】（高齢者等避難）が発令されている場合

保護者支援のため、原則、開園とする。

ただし、ご家庭での保育が可能な保護者の方は、園児等の登園を控えて、できる限りご家庭において保育を行っていただくよう「登園自粛要請」を行う場合あり。

なお、警戒レベル3（高齢者等避難）は、災害の兆候が生じる前にも発令されることもあるため、保育所等と保護者との意識の乖離が生じやすいことから、保育所等の施設長又は設置者は、入園時の説明会等で災害時における対応（保護者責任で安全な送迎を行う等）を説明し、常日頃から保護者と災害時の対応について合意形成に努めることとする。

(2) 【警戒レベル4】（避難指示）が発令されている場合

避難情報が発令された地区の保育所等は、原則、臨時休園とする。

ただし、解除された場合は下記8「保育所等の再開の基準・対応」に準ずる。

(3) 【警戒レベル5】（緊急安全確保）が発令されている場合

市内全域、臨時休園とする。

●開園時間中

(1) 【警戒レベル3】（高齢者等避難）が発令された場合

避難又は引き渡しに向けた準備及び保護者への連絡等を行った上、園児等をお預かりする。

(2) 【警戒レベル4】（避難指示）が発令された場合

保護者に対して速やかなお迎えを依頼し、すべての園児等の避難又は引き渡し完了後は臨時休園とする。

なお、当該日において避難指示等が解除された場合でも、当該日は臨時休園

とする。

- ・保護者のお迎えや園児等の引き渡し危険な場合は、安全な状況になってからの対応とする。
- ・保護者が園児等を引き取りに来た場合や送迎に危険が伴うと判断した場合、保護者、園児等とも園に留まることとする。
(特に土砂災害や浸水が想定されるケースにおいては、各保育所等で作成している避難計画に基づき対応することとし、無理な引き渡しは行わないこととする。)
- ・当該保育所等に留まる方が安全を確保できる場合、保育を継続する。

(3) 【警戒レベル5】(緊急安全確保)が発令された場合

市災害対策本部等関係機関の指示に従うこととする。

5 臨時休園時の連絡方法(警戒レベル4以上の避難情報が発令された場合)

【市→保育所等】

- ・市は、本ガイドラインに基づき、避難情報が発令された地区の保育所等の臨時休園を判断し、保育所等へ連絡する。ただし、災害の状況等によって、市からの臨時休園の連絡が間に合わない場合、保育所等は、「防災行政無線」や「きくち防災・行政ナビ」等からの避難情報等を確認の上、本ガイドラインに基づき臨時休園を判断し、市(子育て支援課)へ連絡する。

【保育所等→保護者】

- ・保育所等は、保護者へ臨時休園等をメール等で連絡する。
- ・必要に応じて、施設の入りに臨時休園する旨と緊急連絡先を示した貼り紙等を掲示する。

6 気象情報発表時における施設長、設置者の臨時休園判断

- ・施設長又は設置者は、災害の規模や態様、停電等を含む施設の被害状況等を予測し、市(子育て支援課)と今後の気象予測、園周辺の情報や保育士等の状況等を協議した上で、休園・降園措置をとることを可能とする。
- ・この場合の連絡方法は、上記5「臨時休園時の連絡方法」と同様とする。

7 災害等による大きな被害が菊池市で発生した場合

- ・市災害対策本部等関係機関の指示に従うとともに随時状況に応じた対応を行う。

8 保育所等の再開の基準・対応

- ・避難情報が解除された場合や、災害発生時には、次の事項等を確認するとともに安全等が確保できれば保育所等を再開する。

【確認事項】

- ・施設や施設周辺の安全確保
- ・ライフラインの状況(電気、水道、ガス、交通等)

- ・給食の提供（一時的に弁当持参等を検討）
- ・職員体制の確保

【開園の流れ】

- ・避難情報が解除されたときは、市は、本ガイドラインに基づき、保育所等に施設の再開を連絡する。
- ・各施設長又は設置者は、市から避難情報が解除された旨の連絡を受けた場合、速やかに上記確認事項を確認する。安全に保育できる状況を確認後、保育所等を開園し、市に報告する。
- ・保育所等は、保護者へ保育所等の再開をメール等で連絡する。

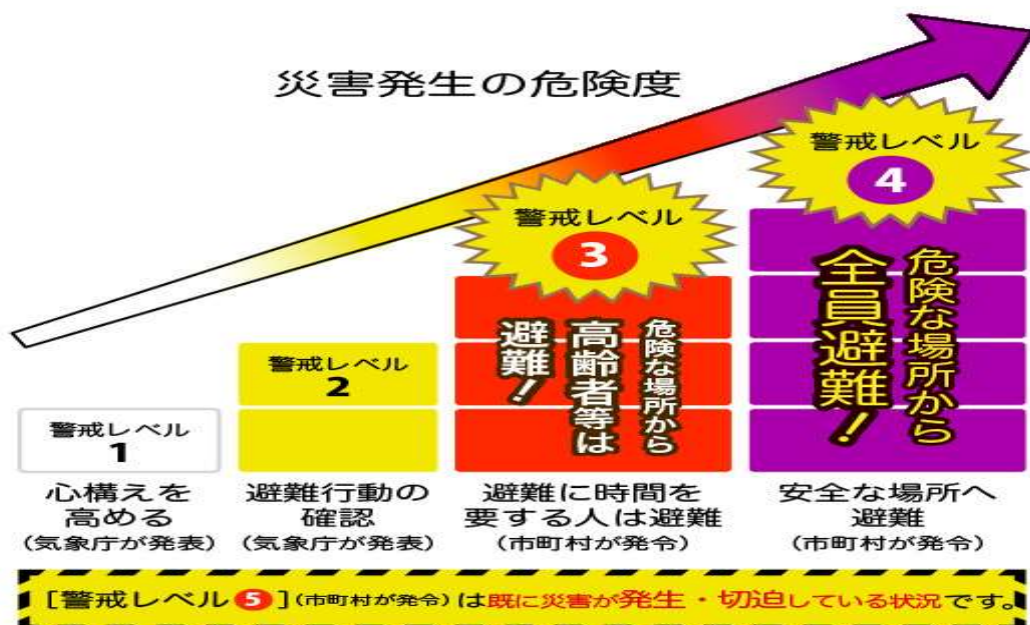
9 保護者への事前周知

- ・本ガイドラインは、市ホームページに公表する。

10 その他

- ・本ガイドラインは、今後の災害発生状況を注視し、随時修正・更新していくものとする。
- ・保育所等においては、各種法令や指針等に基づき、災害時に備え、施設・設備の安全を確保するとともに、緊急時の対応や職員の役割分担等に関するマニュアルの作成、避難訓練の実施、保護者や関係機関との連絡体制や、引き渡し方法等に関する確認等に努めること。

11 参考資料



※政府広報より抜粋